平成２４年（フ）第４１６号
岐阜市粟野西６丁目299番地11
債務者　林　　睦娘
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４２６号
岐阜県郡上市大和町島7304番地３
債務者　直井ツヤ子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２０２号
滋賀県東近江市小脇町2417番地１、前住所滋賀県愛知郡愛荘町長野1088番地34
債務者　小川　典子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２９５号
奈良市南紀寺町５丁目16番地の１
債務者　駒井江梨沙（旧姓小早川）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３５５号
奈良県大和郡山市番条町25番地　県住20―503
債務者　松本　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８３号
奈良市西木辻町226番地の５　朝日プラザアーバネート奈良Ⅱ佐伯院504号
債務者　織田大次郎
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８７号
奈良県桜井市大字桜井204番地の１　405
債務者　逢坂　昇司
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４１４号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘４丁目６番７号
債務者　岩本　勝彦
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２５号
奈良市佐保台２丁目902番地の394
債務者　甲斐　球江
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２９号
奈良県大和郡山市小泉町2958番地　県住１―201
債務者　小倉　進次
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１８号
広島市西区大芝２丁目７番32―605号
債務者　柄崎　博範
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７９号
広島市西区観音本町１丁目10番15―504号
債務者　川口鎮国こと　金　　鎮国
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８０号
広島市西区観音本町１丁目10番15―504号
債務者　川口明子こと　趙　　明順
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８９号
広島市西区観音新町１丁目７番61―401号
債務者　八木　輝明
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３６号
広島市西区井口台１丁目４番20―505号
債務者　山本　知紀
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０号
山口県下関市貴船町３丁目10番40号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木746番地
債務者　太田　数久
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原886番地７
債務者　大森　妙子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松山地方裁判所民事部